諮問番号:令和6年度(処分)諮問第1号

答申番号:令和6年度(処分)答申第1号

# 答申書

## 第1 草津市行政不服審査会の結論

本件諮問に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)を棄却すべきである。

## 第2 事案の概要

本件事案は、審査請求人が、以下の経過により令和6年1月16日付けで草津市長(以下「処分庁」という。)が行った特別児童扶養手当認定請求却下処分(以下「本件処分」という。)を取り消す裁決を求めた事案である。

## 第3 本件審査請求に至った経過

- 1 令和5年12月4日、審査請求人は、処分庁に、対象となる子の障害にかかる「特別児童扶養手当認定請求書」と必要書類(診断書等)を添えて提出した。
- 2 処分庁は、同年12月12日、審査請求人から提出された診断書等を滋賀県知事に送付 したところ、同月27日、滋賀県知事から処分庁に対し、特別児童扶養手当の支給要件に非 該当との医師の審査の結果を記した特別児童扶養手当診断調書が送付された。

処分庁は、令和6年1月16日、審査請求人に対し、上記診断調書に基づき、特別児童 扶養手当認定請求却下通知書を送付した。本件処分の通知書の却下理由には、「神経症にあっては、その症状が長期間持続し、一見重症なものであっても、障害の状態とは評価しません。診断書では、神経症と考えられるため、障害の状態とは評価できず、特別児童扶養手当の支給要件に該当しません。」との記載があった。

- 3 審査請求人は、同年1月23日に本件処分を知ったと述べている。
- 4 同年4月22日、審査請求人は、本件処分を取り消すとの裁決を求めることを内容とする審査請求書を処分庁に提出した。

## 第4 本件審査請求での審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、次のとおりである。

・令和6年1月16日付本件処分を取り消すとの裁決を求める。

## 2 処分庁の主張の要旨

処分庁の主張は、次のとおりである。

・本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

#### 第5 審理員意見書の要旨

1 結論

以下のとおり、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 2 理由

- (1) 本件処分の法令上の根拠について
  - ① 特別児童扶養手当の認定事務については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (以下「法」という。)第5条第1項の規定により、都道府県知事が実施主体となる ものであるが、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項 の規定に基づいた、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第 40号の規定により、処分庁が当該事務を処理することとされている。
  - ② 法第3条1項では、特別児童扶養手当の支給の要件として、障害児の父若しくは母がその障害児を監護するときは、その父若しくは母に特別児童扶養手当が支給されることを定めている。

「障害児」とは、20歳未満であって、法第2条第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいい(同条第1項)、同条第5項で委任する特別児童

扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号。以下「施行令」という。)別表第3(第1条関係)1級の部10の項および2級の部16の項で「精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの」と定められているところ、同表1級の部9の項には「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」、同表2級の部15の項には「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」との要件が定められている。

③ 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」(昭和50年9月5日付け児発第576号。以下「通達」という。)には、内科的疾患に基づく身体の障害及び精神の障害の程度の判定にあたっては、現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分勘案し、総合的に認定を行うこと、との記載がある。

1級に定める「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」とは、「精神上若しくは身体上の能力が欠けているかまたは未発達であるため、日常生活において常に他人の介助、保護を受けなければほとんど自己の用を弁ずることができない程度のものをいうものであること」、2級に定める「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」とは「他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難であるものをいうものであること」とされている。

④ 通達中の別紙・別添1「第7節/精神の障害」「2認定要領」において、精神の障害は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分(感情)障害」、「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害」、「発達障害」に区分すると規定されている。

また、上記「2認定要領」(5)においては、「神経症にあっては、その症状が長期間持続し、一見重症なものであっても、障害の状態とは評価しない。(その臨床症状から判断して精神病の病態を示しているものについては、統合失調症または気分(感情)障害に準じて取り扱う。)」との記載がある。

## (2) 審査請求の理由について

① 審査請求人は、処分庁に対し、「適応障害、抜毛症」との記載した診断書を提出しているところ、当該診断名は、通達が示す、第5の2の(1)の④で記載する認定区分にはあてはまらない。

また、通達においては、神経症においてもその臨床症状から判断して精神病の病態を示しているものについては、統合失調症又は気分(感情)障害に準じて取り扱われるところ、本件で提出された当該診断書においては、その臨床症状からして精神病の病態を示している旨の判断もされていないと考えられる。

加えて、処分庁は、審査請求人から提出された診断書を、滋賀県が委託する医師に 送付し、その意見に基づいて認定を行っているという事情がある。

その他、審査請求人からは、何ら詳細な主張が出されておらず、反論書に対しても 意見を述べることはしていない。審査請求人の子の日常生活の様子を述べるような様 子もなく、その日常生活に及ぼす障害の程度は全く明らかではない。

したがって、第5の2の(1)の②および③記載の法令上の根拠が示す1級、2級の程度に該当するものとは認められない。

② 以上より、本件処分の取消を求める審査請求人の請求については、理由がない。

#### 第6 調査審議の経過

草津市行政不服審査会(以下「審査会」という。)は、本件審査請求について、次のとおり 調査審議を行った。

令和6年11月21日 諮問書の受理 令和7年2月5日 調査審議

#### 第7 審査会の判断の理由

1 審査請求に係る審理手続について

本件審査請求については、審理員による審理手続が適正に行われたものと認められる。

### 2 審査会の判断について

## (1) 本件処分の法令上の根拠

特別児童扶養手当の認定事務については、法第5条第1項の規定により、都道府県知事が実施主体となるものであるが、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第40号の規定により、処分庁が当該事務を処理することとされている。

「障害児」とは、20歳未満であって、法第2条第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいい(同条第1項)、施行令別表第3(第1条関係)1級の部10の項および2級の部16の項で「精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの」と定められているところ、同表1級の部9の項には「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」、同表2級の部15の項には「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」との要件が定められている。

通達には、内科的疾患に基づく身体の障害及び精神の障害の程度の判定にあたっては、 現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能な らしめる程度等を十分勘案し、総合的に認定を行うこと、また、神経症にあっては、そ の症状が長期間持続し、一見重症なものであっても、障害の状態とは評価しない(その 臨床症状から判断して精神病の病態を示しているものについては、統合失調症または気 分(感情)障害に準じて取り扱う。)との記載がある。

#### (2) 本件処分の妥当性について

通達において、神経症においてはその臨床症状から判断して精神病の病態を示しているものについては、統合失調症又は気分(感情)障害に準じて取り扱われるところ、本件で提出された当該診断書においては、その臨床症状からして精神病の病態を示している旨の判断もされていないと考えられる。

また、処分庁は、審査請求人から提出された診断書を、滋賀県が委託する医師に送付し、その意見に基づいて認定を行っているという事情がある。

したがって、法令上の根拠が示す1級、2級の程度に該当するとは認められず、本件 処分の取消を求める審査請求人の請求については、理由がない。

## (3) 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

## 第8 付言

再申請についての情報を適宜提供されたい。

## 草津市行政不服審査会

委員(会長)北村和生委員中村正哉番目稲田ますみ